



## 各種控除の計算方法

表6 所得から差し引かれる金額の計算方法

		添付書類	
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額の合計	国民年金保険料については控除証明書
	生命保険料控除 地震保険料控除	表9・表10より控除額を算出	保険会社の控除証明書
	寡婦控除	寡婦：26万円	
	ひとり親控除	ひとり親：30万円	
	勤労学生控除	勤労学生：26万円	
	障害者控除	一般の障害者：26万円 特別障害者：30万円 同居特別障害者：53万円	
	配偶者控除	下記の表8より控除額を算出	
	配偶者特別控除	下記の表8より控除額を算出	
	扶養控除	下記の表7より控除額を算出	
	雑損控除	(損害金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計額)×10% } いずれか多い金額 災害関連支出金額－5万円	白アリ駆除なら領収書と業者の駆除作業証明書
医療費控除	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額の5%または10万円との少ない方) 【限度額200万円】	医療費控除の明細書	
	※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合、購入費の1万2千円を超える部分 【限度額8万8千円】		

表7 扶養控除の額

扶養種別	条件	控除額	
年少扶養親族	16歳未満(平成21年1月2日以後生)の扶養親族 ※「16歳未満の扶養親族」欄に氏名、生年月日を記入してください。	—	
一般扶養親族	16歳から18歳(平成18年1月2日から平成21年1月1日)の扶養親族 23歳から69歳(昭和30年1月2日から平成14年1月1日)の扶養親族	33万円	
特定扶養親族	19歳から22歳(平成14年1月2日から平成18年1月1日)の扶養親族	45万円	
老人扶養親族	同居老親等以外	70歳以上(昭和30年1月1日以前生)の扶養親族	38万円
	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45万円

※前年12月31日(前年中に死亡された人は死亡日)現在で生計を一にする親族の内、合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)の人を扶養親族とすることができます。

表8 配偶者(特別)控除額

配偶者控除	納税者本人の所得金額	900万円以下		
		900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
一般	33万円	22万円	11万円	
	38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※「老人」とは、70歳以上の方(昭和30年1月1日以前生まれの方)を指します

表9 地震保険料控除額の計算方法

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
支払った保険料が地震保険料だけの場合	～50,000円	支払金額の1/2
	50,001円～	25,000円
支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	～5,000円	全額
	5,001円～15,000円	(支払保険料)×1/2+2,500円
	15,000円～	10,000円

※支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合は、上記により求めた金額の合計額が地震保険料控除額となります。ただし、限度額は25,000円です。  
また、一つの契約が地震保険にも旧長期損害保険にも該当する場合は、どちらか一方の控除額となります。計算結果の控除額を比較した上で、表面に記入をお願いします。

表10 生命保険料控除額の計算方法

支払った生命保険料を右のとおり区分して、各々の算式により控除額を求めます	【新契約】平成24年1月1日以後締結分(一般、介護、個人年金)		【旧契約】平成23年12月31日以前締結分(一般、個人年金)	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	～12,000円	全額	～15,000円	全額
	12,001円～32,000円	(支払保険料)×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	(支払保険料)×1/2+7,500円
	32,001円～56,000円	(支払保険料)×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	(支払保険料)×1/4+17,500円
	56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

※支払った保険料に一般生命保険料、介護医療保険料(平成24年1月1日以降契約締結分)、個人年金保険料がある場合は、上記により求めた個々の金額の合計額が生命保険料控除額となります。ただし、限度額は70,000円です。

※新契約と旧契約の双方で一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合は、新契約、旧契約それぞれ上記表より計算した金額の合計額(上限28,000円)となります。

## 裏面の記載について

6	給与所得の内訳	源泉徴収票の無い方で、給与明細等の金額や日給・月収から各月の金額を記載してください。	12	別居の扶養親族等に関する事項	町外の方を被扶養者とされる際、被扶養者の氏名・住所を記載してください。
7	事業・不動産所得に関する事項	営業等・農業・不動産(表1 ア・イ・ウ)の収入がある方で、収入金額等の明細を記載してください。	13	事業税に関する事項	「令和6年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご確認ください。
8	配当所得に関する事項	配当所得(表1 オ)の収入金額や必要経費等の明細を記載して下さい。	14	寄附金に関する事項	寄附金税額控除(ふるさと納税等)の適用を受ける場合、寄附金額を記載してください。
9	雑所得(公的年金等以外)に関する事項	報酬や個人年金など公的年金等以外の雑所得(表1 クおよびケ)について明細を記載してください。	15	所得金額調整控除に関する事項	あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいることで、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、対象者の氏名等を記載してください。なお、その対象者について、表面に記載していただいている場合は、こちらへの記載は必要ありません。
10	総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	(表1 コ・サ・シ)の所得がある方で、収入金額等の明細を記載してください。			
11	事業専従者に関する事項	事業者の方で、専従者がおられる場合、その方の氏名や専従者給与額等を記載してください。	16	その他の参考事項	前年中に所得のない方で、該当する項目に○印等を記載してください。